

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 29 年 8 月 17 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）により、平成 29 年 4 月 1 日に、組織再編税制等の見直し（事業の一部を独立会社とする会社分割等について、一定の要件の下で、組織再編税制の対象に追加する等）に係る関係法令が施行されたことに伴い、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）を一部改正するとともに、その他所要の整備を行う。

2. 改正概要

株式等振替制度において、株式分配（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 12 号の 15 の 2 に規定する株式分配をいう。）が実施される場合に、交付される振替株式を記録するための手続を新たに定める。（規程第 107 条の 2、第 107 条の 3、第 107 条の 4、規則第 164 条の 2、第 164 条の 3、第 164 条の 4、第 164 条の 5、第 164 条の 6）

併せて形式的な文言の修正等を行う。（規程第 21 条、第 25 条、第 103 条、第 106 条、第 128 条、第 136 条、第 232 条、第 271 条、第 272 条、第 285 条の 48、規則第 3 条、第 164 条、第 184 条、第 351 条の 3、別表 1、別表 3）

3. 施行日

平成 29 年 8 月 31 日から施行する。

以 上